

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

令 和 年 月 日

大阪狭山市農業委員会長 殿

農地等の受贈者氏名

下記の事実に基づき、贈与者及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第6項各号に該当することを証明願います。

なお、贈与者は租税特別措置法施行令第40条の6第1項各号に該当する事実はありません。

1. 農地等の贈与者

住所	氏名		職業	
農業を 営んで いた期 間	年	自 昭和・平成・令和 年 月 至 昭和・平成・令和 年 月	贈与者が 農業経営者 でない場合	農業経営者の氏名
			農業経営者と 贈与者との 同居・別居の別	同居・別居

2. 農地等の受贈者

住所	氏名		職業	
生年 月日	昭和 平成 令和	年 月 日	贈与者 との続 柄	贈与時における贈与 者との同居・別居の 別
農業に従事 して いた 期間	農業関係学校の在学期間 年 農業の専従・兼従期間 年 日)		年 (学校 科 昭和・平成 年卒業)	同居・別居
農地等の贈与を 受けた年月日	令和 年 月 日 (農地法の許可年月日)		令和 年 月 日	
特例の適用を受けよう とする農地等の明細	別表のとおり		左の農地等による 農業経営の開始年 月日	平成・令和 年 月 日
効率的かつ安定的な農業経営の基準		<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 基本構想水準到達者		
身体の障害等の有無		有 • 無		
その他参考事項				

上記の証明願のとおり、農地等の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第6項各号に該当することを証明する。

令和 年 月 日

大阪狭山市農業委員会長

印

別表 1

特例適用農地等の明細書

贈与税の納稅猶予の特例の適用を受ける者	住 所		※3年毎の継続届出書の整理簿				
			1回目 ・・・	2回目 ・・・	3回目 ・・・	4回目 ・・・	
	氏 名		5回目 ・・・	6回目 ・・・	7回目 ・・・	8回目 ・・・	
相 続 開 始 年 月 日		令和 年 月 日					
農地等の生前一括贈与を受けている場合には、その年月日		年 月 日					

特 例 適 用 農 地 等 の 明 細

番号	田、畠、採草放牧地又は準農地の別	登記上の地目	所 在 住 所	市街化区域内外の別	面積 (m ²)	※譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外		
2				内・外		
3				内・外		
4				内・外		
5				内・外		
6				内・外		
7				内・外		
8				内・外		
9				内・外		
10				内・外		
11				内・外		
12				内・外		
13				内・外		
14				内・外		
15				内・外		
16				内・外		
17				内・外		
18				内・外		
19				内・外		
合 計						

別表2 障害等の状況についての申告書

番号	項目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けていること 手帳に記載された障害名（）	
3	要介護認定（要介護状態区分5のもの）を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力の和が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度（I／4指標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼周辺視野角度（I／2指標による。）が56度以下になっている、または両眼開放視認点数が70点以下かつ 両眼中心視野視認点数40点以下になっている。	
(3)	両耳の聴力レベルが90デジベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上ること又は歩くことができない程度の障害を有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である	
5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法に規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームへ入居又は入所している	
(3)	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設へ入所している	
(4)	障害福祉サービス事業を行う施設又は障害者支援施設へ入所している	